瀬戸市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第12号

4及び5 <省略>

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人

瀬戸市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 瀬戸市固定資産評価審査委員会条例(昭和60年瀬戸市条例第5号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(審査の申出)	(審査の申出)
第6条 <省略>	第6条 <省略>
2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しな	2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しな
ければならない。	ければならない。
(1) <省略>	(1) <省略>
(2) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居	(2) 審査申出人の氏名又は名称及び住所
所	
(3)から(5)まで <省略>	(3)から(5)まで <省略>
3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財	3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財
団であるとき、総代を互選したとき、又は代理	団であるとき、総代を互選したとき、又は代理
人によって審査の申出をするときは、審査申出	人によって審査の申出をするときは、審査申出
書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代	書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代
表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及	
び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行	
令(平成27年政令第391号)第3条第1項	
に規定する書面を添付しなければならない。 	面を添付しなければならない。

4及び5 <省略>

又は代理人がその資格を失ったときは、書面で その旨を委員会に届け出なければならない。

(書面審理)

第8条 <省略>

- 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等におけ る情報通信の技術の利用に関する法律(平成1 4年法律第151号)第3条第1項の規定によ り同項に規定する電子情報処理組織を使用して 弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁 明書が提出されたものとみなす。
- 3 委員会は、弁明書の提出があった場合におい2 委員会は、弁明書の提出があった場合におい ばならない。
- 4 <省略>
- 5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があ ったときは、これを市長に送付しなければなら ない。

(審査の申出の取下げ)

- る行政不服審査法(平成26年法律第68号) げは、審査申出取下書を委員会に提出してしな 会に提出してしなければならない。 ければならない。
- しなければならない。
 - (1) <省略>
 - (2) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居 所

(3)及び(4) <省略>

3 <省略>

(決定書の作成等)

(書面審理)

第8条 <省略>

- ては、審査申出人に対しその副本及び必要と認 ては、審査申出人に対しその副本及び必要と認 める資料の概要を記載した文書を送付しなけれ める資料の概要を記載した文書を送付しなけれ ばならない。ただし、審査の申出の全部を容認 すべきときは、この限りでない。
 - 3 <省略>

(審査の申出の取下げ)

- 第13条 法第433条第11項において準用す|第13条 法第433条第11項において準用す る行政不服審査法第39条第1項の規定による 第27条第1項の規定による審査の申出の取下 審査の申出の取下げは、審査申出取下書を委員
- 2 審査申出取下書には、次に掲げる事項を記載 2 審査申出取下書には、次に掲げる事項を記載 しなければならない。
 - (1) <省略>
 - (2) 審査申出人の氏名又は名称及び住所

(3)及び(4) <省略>

3 <省略>

(決定書の作成等)

第14条 委員会は、審査の決定をする場合にお 第14条 委員会は、審査の決定をする場合にお いては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記いては、決定書を作成しなければならない。 名押印した決定書を作成しなければならない。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

- 2 決定書には、次に掲げる事項を記載し、審査 を行った委員が署名押印しなければならない。
 - (1) 審査申出人の住所及び氏名
 - (2) 審査事項
 - (3) 決定事項
 - (4) 決定の理由
 - (5) その他必要な事項
- 2 法第433条第12項の通知は、審査申出人3 委員会は、決定書に基づき、審査決定通知書 に対しては<u>前項の決定書の</u>正本を<u>もって</u>、市長 <u>正副2通を作成し</u>、審査申出人に対してはその に対してはその副本を<u>もって、これを</u>しなけれ 正本を、市長に対してはその副本を、<u>それぞれ</u> ばならない。

(資料の保存及び閲覧)

第15条 委員会は、法第433条第9項に規定 第15条 委員会は、資料並びに審査の議事及び 保存し、関係者の申請に基づき閲覧に供するも 請に基づき閲覧に供するものとする。 のとする。

送付しなければならない。

(資料の保存及び閲覧)

する審査の議事及び決定に関する記録を5年間 決定に関する記録を5年間保存し、関係者の申

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瀬戸市固定資産評価審査委員会条例の規定は、 平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資 産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成2

7年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日 以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。